

小千谷市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和5年5月22日

| | |
|----------|-------|
| 小千谷市監査委員 | 小杉正一 |
| 同 | 久保田陽一 |

小監 第 9 号 2
令和 5 年 5 月 2 2 日

小千谷市長 宮崎 悦男 様

小千谷市監査委員 小杉 正一
同 久保田 陽一

定期監査結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を、小千谷市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

1 監査対象

令和 4 年度施工工事のうち

| | | |
|---------|---------|--------|
| 総務課 | 環境共生課 | 市民生活課 |
| 福祉課 | 農林課 | 建設課 |
| 防災安全課 | にぎわい交流課 | 教育・保育課 |
| 文化スポーツ課 | ガス水道局 | 消防本部 |

各 1 件 合計 12 件

2 監査の期間

令和 5 年 4 月 2 1 日 ～ 令和 5 年 5 月 2 2 日

3 監査の実施場所

監査委員事務局執務室及び各担当課執務室、現地監査対象場所

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に基づいて適正及び合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

5 監査の主な実施内容

(1) 現地監査 4 件

工事関係書類の監査及び直接現地に出向き、関係者の説明を聴取し、現地監査を行った。

(環境共生課、市民生活課
にぎわい交流課、文化スポーツ課)

(2) (1) 以外は、工事関係書類により監査を行った。

6 監査の結果

工事に関する事務処理及び施工状況は、おおむね適正と認めた。
事業別詳細は別紙のとおり。

令和5年度 工事監査結果一覧

| 課 名 | 工事名 | | 監査結果 |
|---------------|----------|-------------------------|--------|
| 総 務 課 | 建住第15号 | 小千谷市役所冷温水発生機修繕工事 | おおむね適正 |
| 環 境 共 生 課 | 衛ク工第4号 | リサイクルプラザ施設維持修繕工事 | おおむね適正 |
| 市 民 生 活 課 | 建住第20号 | 片貝総合センターGHP空調機機器取替工事 | おおむね適正 |
| 福 祉 課 | 建住第18号 | 小千谷市養護老人ホーム空調設備更新工事 | おおむね適正 |
| 農 林 課 | 農地第8号 | 山本地区ため池土砂撤去工事 | おおむね適正 |
| 建 設 課 | 道路第15号 | (他)二荒坂線ほか道路改良工事 | おおむね適正 |
| 防 災 安 全 課 | 小危工第1号 | 防災公園常盤橋遊具基礎設置工事 | おおむね適正 |
| にぎわい交流課 | 建住第10号 | 錦鯉の里地中熱ヒートポンプ整備(機械設備)工事 | おおむね適正 |
| 教 育 ・ 保 育 課 | 建住第1号 | 片貝小学校東校舎大規模改造(建築主体)工事 | おおむね適正 |
| 文 化 ス ポ ー ツ 課 | 小教生工第2号 | 市民会館大ホール舞台機構更新工事 | おおむね適正 |
| ガ ス 水 道 局 | ガス水道第20号 | 東山地区監視装置改造工事 | おおむね適正 |
| 消 防 本 部 | 建住第13号 | 消防庁舎ガスヒートポンプエアコン室外機更新工事 | おおむね適正 |

環境共生課、市民生活課、にぎわい交流課、文化スポーツ課は、現地監査を実施した。